

県産農林水産物の放射性物質検査結果概要 (令和5年4月～令和6年3月公表分)

宮城県農政部食産業振興課

原子力災害特別措置法第20条第3項の規定に基づき宮城県知事に依頼された「農畜水産物等の放射性物質検査について」（令和5年3月30日付け生食発0330第2号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官）に則り、県産農林水産物の放射性物質検査を実施した。

1 精密検査

(1) 目的

県の水産技術総合センターに配置したゲルマニウム半導体検出器及び外部検査機関にて検査を実施し、全県のモニタリングを行った。

(2) 検査結果概要

県産農林水産物（牛肉を除く。）6,303点（195品目）を検査した結果、基準値以下が6,283点（99.7%）、基準値超過が20点（0.3%）であった。

基準値超過の内訳は、林産物5品目20点で、農産物、畜産物（原乳）及び水産物は全て基準値以下であった。

なお、林産物については、生産管理を行っていない野生きのこや山菜類を計上しているため、基準値超過割合が高くなっている。

<基準値100Bq/kg>

区分	検査品目数	検査点数	基準値以下(上段:点数, 下段:割合(%))					基準値超過(上段:点数, 下段:割合(%))			
			ND	ND～25Bq/kg	26～50Bq/kg	51～100Bq/kg	計	101～200Bq/kg	201～500Bq/kg	500Bq/kg超	計
農産物	52	308	290	18	-	-	308	-	-	-	-
			94.2	5.8	-	-	100.0	-	-	-	-
林産物	40	526	281	171	29	25	506	12	6	2	20
			53.4	32.5	5.5	4.8	96.2	2.3	1.1	0.4	3.8
水産物	102	5,457	5,363	92	2	-	5,457	-	-	-	-
			98.3	1.7	0.0	-	100.0	-	-	-	-
合計	194	6,291	5,934	281	31	25	6,271	12	6	2	20
			94.3	4.5	0.5	0.4	99.7	0.2	0.1	0.0	0.3

<基準値50Bq/kg>

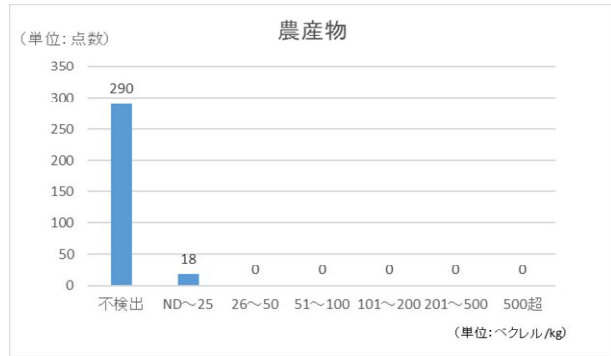
区分	検査品目数	検査点数	基準値以下(上段:点数, 下段:割合(%))				基準値超過(上段:点数, 下段:割合(%))				
			ND	ND～10Bq/kg	11～25Bq/kg	26～50Bq/kg	計	51～100Bq/kg	101～250Bq/kg	250Bq/kg超	計
畜産物 (原乳)	1	12	12	-	-	-	12	-	-	-	-
			100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-
合計	195	6,303	5,946	281	31	25	6,283	12	6	2	20
			94.3	4.5	0.5	0.4	99.7	0.2	0.1	0.0	0.3

(3) 種別毎の検査結果

① 農産物の状況

○308点（52品目）を検査

○濃度分布では、不検出が290点、（全体の94.2%）、25ベクレル/kg以下が18点（5.8%）

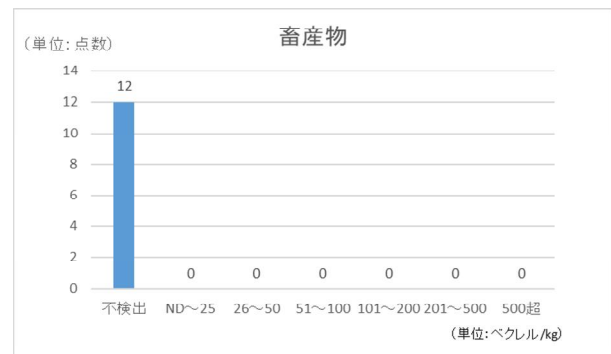


② 畜産物の状況

○12点（1品目）を検査

○すべて不検出

○畜産物のうち牛肉については、令和2年3月27日以降、廃用牛などの出荷時検査を実施



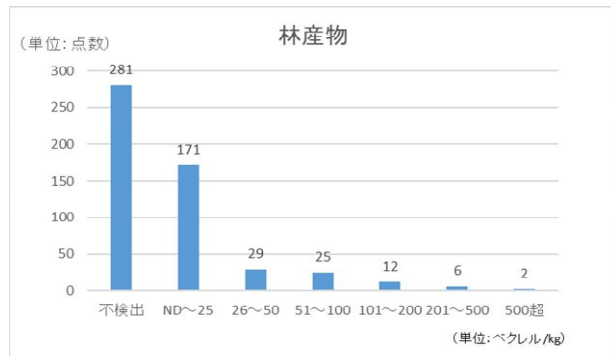
③ 林産物の状況

○526点（40品目）を検査

○基準値以下が506点（96.2%）

○露地・施設栽培のきのこ類及び山菜類については、全て基準値以下

○基準値超過は、マツタケ(野生)6点、ワラビ(野生)2点、コシアブラ(野生)4点、ゼンマイ(野生)1点、タケノコ(野生)7点、



○最高値は、コシアブラ（野生）の670ベクレル/kg

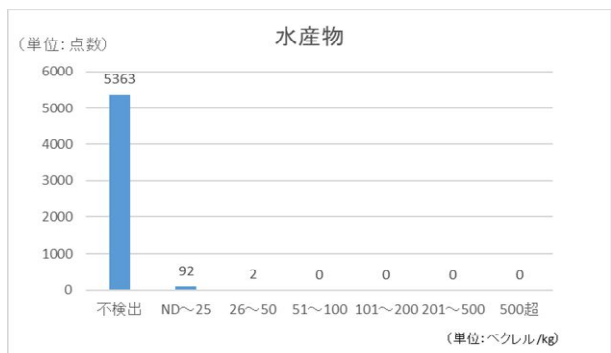
○濃度別分布では、不検出が281点（全体の53.4%）、25ベクレル/kg以下が171点（32.5%）、26~50ベクレル/kgが29点（5.5%）、51~100ベクレル/kgが25点（4.8%）で、基準値超過となる101~200ベクレル/kgが12点（2.3%）、201~500ベクレル/kgが6点（1.1%）、500ベクレル/kg以上が2点（0.4%）

④ 水産物の状況

○5,457点（102品目）を検査

○全て基準値以下

○濃度別分布では、不検出が5,363点（全体の98.3%）、25ベクレル/kg以下が92点（1.7%）、26~50ベクレル/kgが2点（0.0%）



2 非破壊検査（全量）

（1）目的

令和3年3月31日に原子力災害対策本部の「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され、非破壊検査による出荷制限の一部解除が可能となった。

（2）検査結果概要

県産林産物2,890点（5品目）を検査した結果、2,837点（98.2%）がスクリーニングレベル以下であることが確認され、出荷制限が解除された。

スクリーニングレベルを超過したのは、53点（1.8%）だった。

※スクリーニングレベルとは、スクリーニング法に基づく検査において、国が定めた基準値100^μBq/kgを確実に下回ると判定するための値。

気仙沼市の「野生マツタケ」：50^μBq/kg

丸森町（旧金山町、旧館矢間村、旧大張村）の「たけのこ」：54^μBq/kg

大崎市及び栗原市の「野生ナメコ」：63^μBq/kg

大崎市及び栗原市の「野生ナラタケ」：71^μBq/kg

大崎市及び栗原市の「野生ムキタケ」：66^μBq/kg

【非破壊検査結果】

区分	品目	検査 点数合計	内 訳			
			スクリーニングレベル			
			以 下		超 過	
林産物	タケノコ（野生）	2,011	1,967	97.8%	44	2.2%
	マツタケ（野生）	861	852	99.0%	9	1.0%
	ナメコ（野生）	4	4	100.0%	0	0.0%
	ナラタケ（野生）	3	3	100.0%	0	0.0%
	ムキタケ（野生）	11	11	100.0%	0	0.0%